

令和2年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年3月13日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 令和2年3月13日 午前8時59分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第1号 令和2年度可児市一般会計予算について
- 議案第2号 令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 令和2年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第4号 令和2年度可児市介護保険特別会計予算について
- 議案第5号 令和2年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
- 議案第6号 令和2年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第7号 令和2年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第8号 令和2年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算について
- 議案第9号 令和2年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第10号 令和2年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第11号 令和2年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第12号 令和2年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第13号 令和2年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第14号 令和2年度可児市水道事業会計予算について
- 議案第15号 令和2年度可児市下水道事業会計予算について
- 議案第16号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第17号 令和元年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第18号 令和元年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第23号 可児市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

5. 出席委員（20名）

委員長	板津博之	副委員長	野呂和久
委員	林則夫	委員	亀谷光
委員	富田牧子	委員	伊藤健二
委員	中村悟	委員	山根一男
委員	酒井正司	委員	天羽良明
委員	川上文浩	委員	山田喜弘
委員	澤野伸	委員	勝野正規

委員 渡辺 仁美
委員 田原 理香
委員 松尾 和樹

委員 大平 伸二
委員 中野 喜一
委員 奥村 新五

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 伊藤 壽

監査委員 川合 敏己

8. 説明のため出席した者の職氏名

こども健康部長 尾関 邦彦
教育委員会事務局長 瀬瀬 新吾
福祉支援課長 飯田 晋司
子育て支援課長 水野 伸治
健康増進課長 古山 友生
教育総務課長 石原 雅行
学校給食センター所長 玉野 貴裕

福祉部長 大澤 勇雄
高齢福祉課長 水野 修
こども課長 河地 直樹
こども課主幹 前田 直子
こども発達支援センター
くれよん所長 生田 靖子
学校教育課長 奥村 恒也

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 伊左次 敏宏

議会総務課長 梅田 浩二

議会事務局
書記 山口 紀子

議会事務局
書記 松倉 良典

○委員長（板津博之君） それでは、出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日、伊藤健二委員におかれましては体調が若干不良ということで、途中、出たり入ったりということになるかと思っておりますので、もしかしたら副委員長のほうで代読ということもあるかと思っておりますので御了承いただきたいと思っております。

それでは、本日は、本委員会に付託されました予算議案のうち教育福祉委員会所管部分の質疑を行います。

委員の皆様をお願いいたします。

事前提出の質疑内容について説明に不足がある場合には、趣旨を加えて説明をお願いいたします。また、質疑内容について特に注意を要すべき事項は、予算決算委員会終了後、常任委員会内の課題として協議していただくよう併せてお願いいたします。

それでは、初めに令和元年度補正予算、その後に令和2年度予算の順で、お手元に配付した事前質疑一覧に沿って一問ずつ行います。内容が重複する質問は、それぞれ発言していただき、その後にまとめて答弁をしていただきます。

また、関連質問はその都度認めます。そのほかの質疑については、事前質疑終了後に改めて発言していただきます。発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得て、マイクのスイッチを入れてから発言をしてください。

それでは、令和元年度補正予算について、富田委員の質疑をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） すみません、資料番号は4、また5です。

自立支援等給付事業です。14ページです。

就労支援のA・Bをはじめ児童発達支援、日中一時支援が増加しておりますが、年度の途中から増加しているのか、またそれぞれの事業内容は適正か、きちんと監督はできているのか、お尋ねをします。

○福祉支援課長（飯田晋司君） お答えします。

まず、支援給付費は年度の途中から増加しているのかについてですが、各給付費により変動傾向が異なります。実利用者数で見ますと、就労継続支援A型は平成31年4月に106人で、各月で増減を経て令和2年1月時点で116人の10人増、就労継続支援B型は4月に125人で、やはり各月で増減を経て1月時点で127人の2人増、児童発達支援は4月に169人で、こちらは毎月増加し、1月時点で213人の44人増、日中一時支援は4月に72人で、各月で増減を経て1月時点で75人の3人増となっています。

給付費増加の主な要因としては、これら利用者数の増加を含むサービス利用量、この量は数量の量、利用量の増加と考えますが、利用される事業所の加算、減算状況なども絡んで影響しており、予測は困難な状況でございます。

それぞれの事業内容につきましては、県が事業所指定をしている自立支援等給付事業、これは就労支援A・B、児童発達支援などがございますが、これについては県が実地指導を行

っており、市も同行して事業所を訪問し、監督しております。

また、市が事業所指定をしている地域生活支援事業、これは日中一時支援でございますが、についても市で実地指導をしており、適正な事業運営に向けて監督をしております。

なお、不適切な事例があれば、県及び市が口頭及び文書で指導をしております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） すみません、県に同行して実際に見ているという話でしたが、この年度はどれぐらいの事業所を見ましたか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 平成30年度をまず例に挙げますと、19の施設を実地指導に入りまして、市の同行は14施設、いろんな同行できないときもあったりして、そういった状況でございます。

また、今年度ですが15施設、県が実地指導に入りまして、今年度は6の施設に同行しております。また、市で指定をしておる日中一時の施設につきましては、平成29年度、1、平成30年度、やはり1、今年度はゼロでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、関連のほうがあれば次の2番目もお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 同じく資料ナンバー4の補正のところの17ページで、小・中学校の大規模改造事業のところですが、これはG I G Aスクールということで工事をするという話なんです。そもそも携帯電話とかW i - F iなどで使われる無線の周波数電磁波は、発がんの可能性があると国際がん機構が認めていますけれど、本当に学校に全部こういうことをやって大丈夫なのかということ。それから電磁波過敏症という子供たちがおります。電磁波過敏症の児童のことは、配慮をしてこういうことをやろうとしているのでしょうか。

また、こういった配慮のために無線LANから有線LANに切り替えた学校もあるという話も聞いておりますので、子供たちにどんな影響があるのかきちんと調べた上で、このことは私は提起するべきだと考えますが、いかがですか。

○教育総務課長（石原雅行君） お答えします。

今回の通信ネットワークの整備事業は無線LANの整備が補助要件になっており、全国の小・中学校で一斉に実施されるものです。国際がん研究機関の発がん性の可能性については、2011年6月にWHO（世界保健機関）が、携帯電話から発射される電波を原因とするいかなる健康影響も確立していないという見解を示しています。

また、総務省の設置している電磁界情報センターによると、無線LANからは高周波電磁界が発生しているが、集められた研究結果を考慮すると、健康に悪影響を生じるという科学的根拠はないと結論づけています。

そのほか、電波を発生する機器は全て電波法で規制されており、無線LANについても電波防護指針に基づき、基準値を超えないようになっています。

これらを踏まえ、現時点では無線LANが健康に悪影響を生じるとは考えておりませんが、今後も情報収集を行い、児童・生徒の健康は守っていきたいと考えています。電磁波過敏症の児童・生徒がいた場合は、症状等を保護者と話し合うなど個別に対応していきたいと考え

ています。以上です。

○委員（富田牧子君） 今回ののは結局、1人1台タブレットということを見越してこういうことをLANの工事を行うということですが、私は電子黒板みたいなものはやっぱり必要だとは思いますが、もし、その電子黒板だけ各教室に設置をしたら、このような大規模な工事は行わなくてもいいんですかね。

○教育総務課長（石原雅行君） 電子黒板は電子黒板で全体の見える先生が使って皆さんに見てもらうものであり、また一人一人のタブレットについては、一人一人が使えるということになりますので、両方を併用していくというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） 私が聞いたのは、タブレットはやらないで電子黒板だけだったら、こういう工事は必要ないのかという話を聞いたんです。

○教育総務課長（石原雅行君） すみません、電子黒板だけであれば、ここまでは確かに必要ありません。

○委員（富田牧子君） これはただ設置するだけで済む話ではありませんよね、ランニングコストがどれぐらいかかるかとか、そういう計算はちゃんと全部やった上で、このことを提案しているんですか。

○教育総務課長（石原雅行君） まだ細かなランニングコストまでは計算しておりませんが、今後、本当にタブレットなど必要になってきますので、それに合わせて詳細に詰めていきたいと考えています。

○委員（富田牧子君） すみません、そのタブレットは、例えば教科書は無償で配付されておりますよね、今ね。それに代わるものとしてそれが出てくるとすれば、それは国のほうから配ってくれるということですか。

○教育総務課長（石原雅行君） まだその点については未定でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、一応の金額は出ているけど、結局のところどれぐらいかかるかということはまだまだ分からないという。今出ているのは、このLANの整備工事費だけだということですね。

○教育総務課長（石原雅行君） はい、そういうことです。

○委員長（板津博之君） それでは関連の質疑を認めます。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、令和元年度補正予算に関する質疑を終了いたします。

次に、令和2年度の予算編成に対する提言に対する対応について、川上委員の質疑を行います。

また、田原委員からも4番目に同様の質疑が出ておりますので、3番、4番を一括で行いますのでよろしくお願いいたします。

○委員（川上文浩君） それでは、資料番号3、62ページですけれども、重点事業だと30ページということで提言に対する質問ですけれども、この予算の在り方についても併せて質問と

いうことでお願いいたしたいと思います。

議会の提言は、基幹病院である可児とうのう病院が医師減員などで機能が低下している現状を回復させるために、今までの補助の在り方を見直すなどして行うべきものと考えているものだが、現状の予算で有効な支援ができるのか。

○委員（田原理香君） 同じ箇所でございます。

市は、可児とうのう病院の財政状況など現状をどう把握しているのか、お願いいたします。

○健康増進課長（古山友生君） まず川上委員の質問にお答えいたします。

補助の在り方については、とうのう病院ともどういった支援が有効的かを話し合っておりますが、とうのう病院からは、現在勤めている医師や技師などが使いやすい機器を提供し、働きやすい環境をつくるのが、新たな医師を受け入れることにおいてもとても有効的であると言われております。市としても、限りある予算の中で5,000万円が財政的にも限度と判断している上に、とうのう病院からもこれ以上の要望を受けておりません。

こうしたことから次年度も最大5,000万円の医療機器補助を行い、市の基幹病院としての役割を果たしていただくよう支援してまいります。

続いて、田原委員の質問にお答えいたします。

とうのう病院の財政状況については、財務諸表が一般に公開されておりますので確認するとともに、病院側から、そのほか財務経営状況や病院の稼働状況などの資料とともに、基幹病院としての役割を果たすべく、取組状況について御報告いただいております。

また、とうのう病院は年2回、地元自治会長、可児医師会長、可茂保健所長、可児市長などを構成委員とした可児とうのう病院地域連絡協議会を開催し、病院の経営状況の報告や意見交換会を行っております。

このようにして担当課のみならず市長も含め、とうのう病院の状況を把握しております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 聞き出すと、本当にたくさんの方のことを聞かなくちゃいけないんで申し訳ないと思うんですけども、まず私が聞きたいのが、まず1点、今の話からいくと医療機器補助が医師確保につながって働きやすい場をつくるという、それは確かにそうかもしれない。ただ、決算のときも言ったと思うんですけども、あの医療機器というのは、本来、老朽化してきたから新たに買い換えているだけというもので、新たにあれがあるから、じゃあ働きやすくなったとかというものではないようだ。そうすると、この補助金というのは完全に財政支援の補助金という形になると思うんですけども、その医療機器に対する行政としての判断、考え方というのはどのように考えているのか。

○健康増進課長（古山友生君） その辺につきましてはとうのう病院とも話をしておるんですけども、医師確保という考え方として、先進的な医療機器を入れ新たに医師を確保するという方法もあれば、現在勤めている医師に対して使いやすい機器を提供して働きやすい環境を整えることによって、今現在いる医師を外へ出さない、手放さないという、確保するという方法もあると考えております。

○委員（川上文浩君） 分かりました。前もその答弁を聞いたと思いますけれども、結構です。

独立行政法人地域医療機能推進機構が目指す医療の中には、やはり一部公的な部分で厚生労働省の中に入ってやっておられるので、今の理事長さんの尾身さんが今、一生懸命コロナウイルス対策の座長をやられていると思うんですけど、基本的に、やはり独立行政法人地域医療機能推進機構の病院として似合う部分でいくと、地域包括ケアとか、それとか急性期の救急医療なんですよね。この病院を守っていかなくちゃいけないなと思うんですけども、その現状が、診療科にすると外来患者は平成29年度のデータでいくと、もう80%台で減ってきていて、多分、平成30年度、平成31年度でいくとさらに減っているのかなと。データが出ていなかったの、僕も調べたけど分かりませんということがちょっと懸念されるなということと、今、救急の状況が平成30年度、平成31年度となると、可児とうのう病院への搬入の数というのはどれぐらいまで減ってきているのか。それはそれで変わらないのかということもちょっとお聞きしたいんですけど。

○健康増進課長（古山友生君） 今年の状況はまだ把握できておりませんが、確かにお医者さんが減っていますので救急の搬入については多少減っておりますが、ただ、外部からお願いをして医師を確保しておりますので、それほど言うほど減ってはいないというふうに理解しております。

○委員（川上文浩君） 正確な数字と中身なんですよね、どれだけやはりここに軽症の人を運んでも仕方ないので、本来重症化している患者さんがどれだけ行っているかというのがすごく大事なかなと思うのと、やはり手術数も外科を中心に落ちてきている。それは、外科常勤医は院長と、もう一人見える、2人になったのかな、なってくると、なかなか麻酔科がちょっと頑張っているようなのがあるんですけども、やはり全体で非常に急性期を担う基幹病院とすると、ちょっと脆弱になりつつあって、それを改善するというその先が見えないので、5,000万円というものをもっと有効に使っていただくといいのかなあというふうに思いますし、やはり独立行政法人地域医療機能推進機構の中で今度そういった病院がどうなっていくのか。

今の中にグループ病院で55でしたか、あると思うんですけども、じゃあ医師のやり取りってほとんど行われていないんですね、独立行政法人地域医療機能推進機構のグループの中で。もう完全に独立行政法人なので分かるんですけども、それぞれの病院が独立行政法人になってきて自分のところの利益を追求してみえるので、グループとして地域医療に可児とうのう病院が入って、グループ全体として医師を確保したり治療が高度化していくということがあまりに見えてこないということになってくると、本当にこれは心配されてきて、ずうっと補助金を医師確保のために出してきたんですけども、じゃあ独立行政法人地域医療機能推進機構の中では、もうちょっと厳しいですよなとなったときに本当に困ったなあ。出してきたけれども、じゃあ病院自体が、介護老人保健施設があるから大分元気という部分があって、健康診断があるから元気なのは分かるんですけども、病院としての機能が損なわれた時点で病院としてはもうちょっと存在できなくなってくるので、やはり独立行政法人地

域医療機能推進機構なんかと直接ちょっといろいろ話をして、ここに書いてあるように、市町村レベルの施策では既に結果を見いだすことは困難ですと、もうしっかり書いてある。じゃあ次、何するのかということで、多分市長と医師会の会長と、そういう地域懇談会があって、それをやってもなかなか解決できない部分があると思うので、もう一つ一段上のことをやって何とか病院を、医療は限られた資源で生かさないと駄目だと思うんで、生かすための施策にもう、すぐちょっと方向を変えていただいたほうがいいんじゃないかなあというふうな気はします。

やはり今、頼れる病院は、こんなことを質疑なんであまり言っちゃ駄目ですけど、本当に救急がなくて、県立多治見病院、それから木沢記念病院、そして東可児病院というのが中心になってきているので、そういう意味では、本当にちょっと感染症の部分も含めて今頼りになるのは中濃厚生病院と県立多治見病院ということになってくるので、ちょっとその辺は切り替えていただくようなことはどうかと。

部長、どうですかね。

○**子ども健康部長（尾関邦彦君）** ありがとうございます。今御指摘がありましたように、とうとう病院だけで可児市というわけではございませんので、議会のほうでもお答えしていますように、木沢記念病院も含めた可茂地域で医療を考えていくしかない。それに、さらに東濃エリアの県立多治見病院も幸いにして大きな病院が地域内、それと隣接してございますので、そういったところと全体として話していくという必要は十分あると思います。

また今、お話がありましたように独立行政法人地域医療機能推進機構のほうとの今後も引き続き話し合いとか、そういった場を設けていくということはやはり必要かと思っておりますので、そういったことを進めてまいりたいと思います。

○**委員（川上文浩君）** ぜひお願いしたいのは、なぜかというのと、やはり補助金は一回この独立行政法人の地域医療機能推進機構（JCHO）に入ってからとうとう病院に支出されているということなんで、本来は、とうとう病院への補助金ではなくて独立行政法人地域医療機能推進機構への補助金という形でありますよね、形は。それが丸々とうとう病院へ入っておるんで。でも、そうだったら、やはりこの独立行政法人地域医療機能推進機構に対してもっと強く言っていくべきことがあるんじゃないかなあというふうには思っています、これだけの病院を持ってみえるので独立行政法人地域医療機能推進機構は、もう少しやり方があるんじゃないかなあ。名古屋の中京病院は近くにありますがけれども、あるんじゃないかなあというふうに感じたので、この提言に対して質疑をさせていただいたということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○**委員長（板津博之君）** 田原委員は再質よろしいですか。

ほかに、この件で再質、関連で質疑ある方。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、それでは令和2年度の予算編成に対する提言に対する対応について、関する質疑を終了いたします。

次に、令和2年度予算について、富田委員より1問ずつ質疑をしていただきますようよろしくお願いいたします。

○委員（富田牧子君） すみません、53ページです。

福祉総務一般経費の成年後見制度における中核機関の役割と活動内容について、またアドバイザーにはどのような人が就任をするのか、お聞きをいたします。

○高齢福祉課長（水野 修君） よろしくお願いいたします。

中核機関は地域の権利擁護体制を強化するため、ふだんからの相談、ケースワークを基に、親族申立て、親族後見につなげることを目的としております。その役割として、1つは司令塔機能として権利擁護、成年後見制度利用促進の全体構想の設計、進捗管理、コーディネート等を行います。

また2つ目に、事務局の機能といたしまして地域連携ネットワークの運営などを行ってまいります。

3つ目には、進行管理機能といたしまして権利擁護の支援方針、本人に相応しい成年後見制度利用、モニタリング、バックアップの検討をし、専門的判断を担保していきます。

活動内容といたしましては年1回、中核機関や実施機関の運営状況や実績、可児市における権利擁護支援の地域課題、政策を協議する可児市権利擁護ネットワークというものを開催いたします。

また、中核機関といたしまして可児市権利擁護支援調整会議を開き、月1回の定例会として個別ケースの受任調整のほか広報啓発の検討、相談窓口の強化、申立人の支援、後見人の支援、担い手の育成等を行います。

現在、既に会議は開催しておりますが、受任調整については今のところ案件はございません。

さらに月1回程度、広域連携として可茂圏域の中核機関が集まりまして研修会や講演会の開催、受任調整のイメージ共有などを行う可茂圏域権利擁護支援推進協議会を開催していきます。アドバイザーには権利擁護専門の弁護士、それから精神保健福祉士をお願いしております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 前に出ていたように、よその地域のこともやるということではなくて、可児市のことを中心にやっていって、よそと広域連携をして会議を行う場合もあるという理解でよろしいですか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 基本は可児市内のことをやっていきますが、様々な事例がございますので、それは可茂圏域で連携を取りながら、その事例に対処していくというようなことでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、続きまして6番目。

○委員（山田喜弘君） 資料番号3、53ページ、重点事業ページは10ページです。

地域福祉推進事業です。

地域福祉を一層推進できるよう見守りの充実の実施とある。具体的な取組は何か。さらに

地域福祉の充実策は何でしょうか。

○**高齢福祉課長（水野 修君）** 地域には高齢者や障がいのある方、子育て中の方など様々な人が生活しており、近年では地域における人間関係の希薄化によって孤独死や虐待などの社会的孤立の問題が発生しております。そのため、重層的な見守りを様々な主体が行うことが重要でございます。そのため民生児童委員による見守りの支援や地域福祉協力者、地域見守り協力事業者の制度を周知し、登録者を増やすような取組を行います。

令和元年度では民生児童委員の改選もございまして、地域福祉協力者が53人増えております。地域福祉協力者数の令和元年度の目標値として390人を設定しておりましたが、本年度の実績としては401人ということになっております。現役の民生児童委員と民生児童委員OBが連携しながら、見守り体制をより強固なものにしていると考えております。

続きまして、地域福祉の充実策についてですが、地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりを目指し、地域の課題に取り組むことを言います。地域福祉の充実策といたしましては、地区社会福祉協議会の強化や地域包括ケアシステム、これを一層推進していくことであるというふうに考えております。以上でございます。

○**委員長（板津博之君）** それでは、続きまして7番目。

○**副委員長（野呂和久君）** 53ページで生活困窮者自立支援事業。

任意事業である就労準備支援事業の実施に向けた準備について実施するとした経緯は何か、また実施年度の用途は。

○**福祉支援課長（飯田晋司君）** 本市では、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業を社会福祉協議会への委託により平成27年度から実施しており、現在は、その中で必須事業の自立相談支援事業と住居確保給付金の支給及び、任意事業である家計改善支援事業の合わせて3つの事業を実施しています。御質問の就労準備支援事業につきましては、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者等に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、現在は任意事業でございますが、令和4年度から必須事業となることが決まっており、本市も当該年度からの実施に向けて関係機関との協議などを行い、具体的な内容を検討し、準備を進めてまいります。以上でございます。

○**副委員長（野呂和久君）** すみません、この事業についても委託は社会福祉協議会ということよろしいでしょうか。

○**福祉支援課長（飯田晋司君）** 社会福祉協議会への委託ということももちろん考えられますけれども、それも含めてどういったところをお願いしていくのか、必ずしも委託でなければいけないということでもございませんので、それをこれから検討し、協議を進めていくということでございます。

○**副委員長（野呂和久君）** 特に対象となる方をいかに把握していくかということがこの事業の重要なところかなと思いますが、市としてその委託はまだ分からないということですが、市の関わりといいますか、その点も、万が一委託になる場合は市の関わりもこれから重要になってくると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） もう一度、関わりというのはどういうことか。

○副委員長（野呂和久君） 特に対象になる方をこれから把握していくということになるかなあということだと思うんですけども、例えば委託ということになって委託するところにお任せということではなくて、もうちょっと広く、やっぱり多分いろんなところでの関わっている方が、その情報を提供したりとかしていくことになってくるかなと思いますので、そうした関わりは重要ではないかと思いますが、その辺の関わりは今後どうしていかれるかということか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 今現在も生活困窮者の自立に関しましては月1回、支援調整会議というのを行ってございまして、その中で、この事業の委託先の社会福祉協議会とか、それからハローワークであったり、法テラスであったり、そういったところと連携して支援する対象者の情報共有を行ったりしてございまして。そういったことも含めまして情報を関係機関と共有してやっていくということは必要になってくるかと思っておりますし、市としても当然、完全に委託でお任せということではなく、深く直接的に関わっていく必要があるかと思っております。

○委員長（板津博之君） 関連。

○委員（田原理香君） この重点事業シートの中で4年後に実現したい姿のところか、自治会や民生委員さんなど地域と連携しというふうに書いてございまして。特にこれは社会福祉協議会といっても、そういう生活困窮者の方々のそれぞれを、やっぱり誰がということを見ていくというのはとても難しいので、ここに書いてあるように自治会や民生委員さんなどという、そういった情報が入ってくることによって専門家の方々がどういうふうかということになるかと思っておりますが、そこでのこの自治会への働きかけという、この関係のつくり方というのは、それはふだんからも文書を出したりとか、お願いをしていくということになっていくんでしょか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 現在も民生委員さんから、ひきこもりやそれに近い方の情報というのは、多くありませんけれども寄せられてございまして。そういった情報は取り入れながら当然支援のほうにつなげていくということになるんですけども、自治会に関しましては直接的に今何かお願いするというような体制にはなっておりませんが、今後そういったつながりというか、お願いを通じてやっていくということも必要になってくるかと思っております。

○委員（田原理香君） なかなか自治会さんと市との関係より、むしろ、その地域の中で何かあったら、とにかく民生委員さんに情報が伝わっていくという方向のほうがいいのかもしれないけれども、ちょっとまたお考えいただければと思っております。以上です。

○委員長（板津博之君） 関連よろしかったですか、ほかに。

[挙手する者なし]

それでは、続きまして8番目。

○委員（渡辺仁美君） 資料番号3の56ページです。自立支援等給付事業についてお尋ねいたします。

就労支援事業所から一般就労した方へのフォローアップはされていますか。また、それに関する予算はどのようになっていますか。これは一般就労先事業所への問合せというか、見守りを兼ねて状況を把握されたり訪問されたりという、そういったことを行われているかという点と、あと、それがどのぐらいの期間続けられているかについて答えていただければと思います。

○福祉支援課長（飯田晋司君） お答えします。

自立支援等給付事業の就労支援給付は3種類あり、就労移行支援事業、就労継続支援A型及びB型でございます。

就労移行支援の報酬は、就職後6か月以上の定着率と利用定員により基本報酬の区分単位が決められています。基本報酬で算定されているため、就労移行支援を使って一般就労が決まった場合、一般就労の日から6か月間は給付費なしでフォローアップすることになっています。

就労継続支援A型やB型の報酬は、就職後6か月以上の定着者がいる場合、利用定員等により基本報酬に就労移行支援加算が加算されます。加算で算定されているため、一般就労後のフォローアップは努力義務となります。

いずれについても6か月経過後は、その後3年間、就労定着支援の給付費を請求することが可能です。以上でございます。

○委員（渡辺仁美君） すみません、細かな点をお尋ねしたわけなんですけれども、そういった点については富田委員も既にお尋ねになっておられます。社会福祉協議会の職員さんが、そういった努力義務なので、いろんな業務の中で大変かと思うんですけれども、ちゃんと就労がうまくいっているかなとか、そういった実情を把握はされているのかということをお尋ねしたいんですけれども。

○福祉支援課長（飯田晋司君） フォローアップというのは具体的に何をやっているかと申しますと、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行っているというものでございまして、例えば適切な目標設定、スモールステップによる定着支援と呼んでおりますけれども3つのステップ、就職後3か月間の目標を、例えば発作の回数を減らしたりとか、次の3か月間は休息を取って体調管理を行えるようにしていく、その次の3か月間の目標を、疲労回復を図って安定して働くといったような目標設定を行ったりとか、あと具体的な支援に関しましては相談、指導、助言ということで、例えば休日は体を休めて睡眠を取ったり規則正しい生活を送るといったような指導を行ったりとか、あと職場での困り事は上司や定着支援のスタッフに相談するとか、また定着支援の側としては、職場との連絡や職場に対する助言を行ったりとかというような具体的な支援を行っておりまして、それを踏まえて月1度以上の対面支援を支援者に対して行うというような定着支援の実際の支援の内容となっておりますということでございます。

○委員（渡辺仁美君） 大変きめ細かな指導がされているということで安心しました。ありがとうございます。

○委員長（板津博之君） それでは、続きまして9番目。

○委員（富田牧子君） 58ページです。

子育て支援拠点運営事業のうち、昨年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたけれど、ファミリー・サポート・センターについてはどのような位置づけで、助成についてはどのようなになったか、お尋ねします。

○子育て支援課長（水野伸治君） ファミリー・サポート・センター事業につきましては、幼児教育・保育の無償化において、認可外の事業所保育ですとかベビーシッター、子ども・子育て支援法に基づきます一時預かり事業と同様に、認可外保育施設等に当たる事業として取り扱われております。認可外保育施設等を利用する場合に無償化の対象となりますのが3歳から5歳の子供、または、ゼロ歳から2歳の子供のうち住民税が非課税である世帯の子供でありまして、かつ、幼稚園や保育園を利用しておらず、保育の必要性があることの認定を受けた世帯の子供となっております。

また、ファミリー・サポート・センター事業の中でも無償化の対象となりますのが預かりとなりますので、送迎のみの利用につきましては対象外となっております。

ファミリー・サポート・センター利用者で無償化の対象となる場合の給付につきましてはですが、償還払いによる給付となりますので、利用者はサポート会員への利用料を一旦お支払いいただいた後に利用費請求書を市へ御提出いただきまして、利用費の支給を受けるという流れになってございます。

昨年10月の無償化開始以降、先月末までの5か月間で約100件、ファミリー・サポート・センターの御利用を頂いておりますけれども、無償化に該当する申込みが現在のところはない状況でございます。以上であります。

○委員長（板津博之君） それでは10番目。

○委員（山根一男君） 58ページです。子育て健康プラザ管理運営事業。

子育て健康プラザ施設管理業務委託料4,612万円は前年よりも144万円増えている。館内巡回警備なども含まれているのでしょうか、お願いします。

○子育て支援課長（水野伸治君） 子育て健康プラザにつきましては多くの子育て世代が御利用いただいております。また、駅前でありますことから不特定多数の方が御来館いただいている施設でございます。非常通報装置の設置と併せまして今年度警備員を配置することによりまして、プラザの利用者や職員の安心・安全の確保と防犯対策を今後強化していく予定でございます。

体制としましては、これまで平日の17時以降と休日等におきまして設備管理と巡回を行う者として2名が常駐する体制としておりましたが、設備管理専任を1名といたしまして、もう1名を館内外の巡回警備と設備管理の補助を行うことにしてございます。この警備員配置に伴う費用の増額は、ないものと現在のところは見込んでおります。

前年比144万円の増につきましては、事業の移管によるものでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、続きまして11番目。

○委員（伊藤健二君） 59ページ、私立保育園等保育促進事業。

子供の出生数は減少傾向だという説明がありました。しかし、社会増を見込んで赤ちゃん訪問事業については230件を目標にするとのことでありましたが、今年の令和2年4月1日予定の保育園入園児童数は、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、それぞれ何人の予定になっているか。

保育無償化による、いわゆる社会増の影響というのはどのように見積もっておられるか教えてください。

○こども課長（河地直樹君） 令和2年4月の保育園の入園児童数は、3月9日時点の見込みとしまして、ゼロ歳児が49人、1歳児が226人、2歳児が264人としています。入園の申込み者数を昨年度と比較しますと、ゼロ歳児が12人増、1歳児が46人増、2歳児が11人増となっております。

ゼロ歳児、2歳児については、無償化の対象が住民税非課税世帯に限られる中で入園の申込みが増えていることに無償化がどこまで影響しているかの判断は難しいと考えますが、他に増加している要因としましては、働く保護者の増加、3歳を待たずして早めに保育園を入園させたい保護者ニーズが増加しているのではないかと考えられます。

3歳から5歳についても3歳児を中心に申込みが増加している状況となっており、無償化による影響があるものと考えております。

今後の保育園の園児数の予測については、子供の数が減少していく中で、ゼロ歳については平成31年度の入園率6.5%が令和6年度には12.3%まで上昇、1歳・2歳については平成31年度の入園率29.8%が令和6年度には36.8%まで上昇していくと見込んでいます。3歳・5歳についても平成31年度の入園率33.4%が令和6年度には37%まで上昇していくものと見込んでおります。しかしながら、無償化の影響であると考えられる昨年を上回る令和2年4月からの入園申込み者数は、予想を上回っている状況でございます。

無償化による社会増の予算への反映につきましては、私立保育園に支払う運営費は、園児数だけでなく園児の年齢構成や保育区分の標準短時間により左右されることとなり、予算編成時点での見込みを立てて積み上げることは困難な状況でございます。予算編成は、見込みではなく、これまでの実績を基に予算編成をしているところでございます。4月以降に園児数や年齢構成、保育区分が決まり、各園の運営費の見通しが出てまいります。無償化の影響により園児数が増加すれば運営費は増加していくこととなりますので、それを踏まえて必要な対応をしていかなければならないと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、次の12番、13番は一括でお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 59ページ、児童センター管理運営事業です。

4館に設置する予定の防犯設備の内容、全館同一のレベル水準でのものでしょうか。

○委員（天羽良明君） 同じく、児童センターの防犯カメラ設置にどんな効果を狙っていますか。

○子育て支援課長（水野伸治君） 今回、児童センター・児童館に設置いたします防犯設備は、館の内外の状況が見渡せる場所にカメラを配置いたしまして、各事務所の中にモニターとレコーダーを設置して、映像を集約・録画管理していくものでございます。4館全てに設置いたしますが、中央児童センターにつきましては防犯カメラのみ児童センター内に設置して、子育て健康プラザ全体で映像を管理していくことを予定しております。

なお、各館に設置するカメラの台数につきましては、施設の状況にもよりますが、今のところ帷子と桜ヶ丘が5台、兼山が4台、中央児童センターに3台設置していく予定でございます。

次に、防犯カメラの設置によります効果についてお答えをさせていただきます。

児童センター・児童館では、利用の多い時間帯には職員は各館で3名から5名が常駐しておりますが、利用者の対応を中心に各種事業や相談、館の運営等を行っております。利用の多い時間帯には館内全てに常時目を行き届かせることが難しいときがございます。こうした中で備品や施設の破損があったり、また休館日の間には窓ガラスが割られたり、水道の水が出しっ放しにされていた事案や、ビデオカメラで館のほうを撮影されるような事案も報告されてございます。今回の防犯カメラの設置によりまして、不審者やいたずら等に対しまして抑止効果を狙うとともに、利用者の行動把握等によりまして各館での事故防止につなげていくことも期待できると考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） 再質疑はよろしいですか。

○委員（天羽良明君） ありがとうございます。

今、抑止効果ということで、私もこれは大分期待できるのではないかと思います。つけ方には、外へ向けてのつけ方についてですが、そっとつけておくという方法もあれば、ここにカメラがありますということ、ちょっと目立つような形で設置されているところもありますが、どういうお考えでしょうか。

○子育て支援課長（水野伸治君） カメラにつきましては各館の状況を職員に聞きまして、出入口付近ですとか遊戯室、また死角となるようなところで設置する予定でございますが、それに加えまして、ステッカー等によりまして防犯カメラで録画させていただいておるようなことも視覚でも訴えていきたいと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） 関連で。

○委員（大平伸二君） 防犯カメラの管理なんですけれども、管理会社でというか、セキュリティー会社の防犯カメラをつけられるのか、館ごとの自主防犯カメラをつけられるのか、どちらなんですか、これは。

○子育て支援課長（水野伸治君） 現在のところは、こちらのセンターのほうで管理していくものを予定してございます。

○委員（大平伸二君） ありがとうございます。

○委員長（板津博之君） ほかに関連よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の14番から16番までは一括でお願いします。

○委員（大平伸二君） 60ページ、重点資料の26ページ、こども課、キッズクラブ運営事業です。

入室児童が増加しているが、指導員確保はできているか。

○委員（松尾和樹君） 低学年の待機児童数は何人ですか。また、来年度の新1年生の待機児童の見込みがあれば、人数も教えてください。

○委員（田原理香君） 指導員を増やしたとの説明がございましたが、どこに何人増やしたのでしょうか。

○こども課長（河地直樹君） それでは、まず大平委員の指導員の確保及び、田原委員の指導員の増員箇所についてお答えします。

各年4月1日の通年の指導員の数は、平成27年度が76人、平成28年度が81人、平成29年度が84人、平成30年度が88人、平成31年度が97人となっております。令和2年度は、現状では96人の予定となっております。

入室児童の増加とともに教室の数も増えており、それに合わせて指導員の増員を図っております。令和2年度が減少しているのは、退職や更新されない方がいるため減となっております。それで現在も募集しているところでございます。基準の上では指導員の配置数は、各キッズクラブとも満たしております。ただし、特性のある児童の対応などにより現場対応に苦慮することがあり、基準以上の指導員が必要になることが多く、その都度、現場の現状を踏まえながら指導員の配置に努めており、新年度予算でも配置数を充実するための予算をお願いしているところでございます。

次に、田原委員の指導員の増員箇所についてお答えします。

各キッズクラブによって利用児童数が増加しているところ、現状維持のところがあり、指導員の配置は入室児童数の増加が見込まれ、教室を増やしていくところを中心に増員していく予定をしております。来年度は7人の増を想定しており、具体的な箇所としましては、帷子小学校、土田小学校、広見小学校に1人ずつ増員していきます。

また、現状として増員の要望がある今渡北小学校、今渡南小学校、南帷子小学校、春里小学校に対しても配置をしていきたいと考えております。

次に、松尾委員の待機児童についてお答えします。

来年度の待機児童は、確定ではございませんが、2月1日時点での低学年の待機児童はなく、高学年で通年・長期合わせて29人となる予定でございます。現段階では1年生の待機児童はございません。以上です。

○委員長（板津博之君） 再質疑はよろしかったですか。

○委員（田原理香君） 指導員1人におきまして児童数は大体何人ぐらい見られるということでしょうか。

○こども課長（河地直樹君） 基準でいきますと、1支援単位に2人というふうで基準が定められております。1支援単位というのは40人というふうになっていきますので、最低限1人20

人ということになりますけれども、現状としてはもっと抑えて配置をしている状況でございます。

○委員長（板津博之君） ほかに再質疑の方、なければ関連を認めますが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、続きまして17番目。

○委員（富田牧子君） 60ページの児童発達支援事業です。

ホールを改修するということですが、このホールの改修によって療育を希望する乳幼児に十分な通所療育ができるようになるのか、日数とか時間とか増えるのか、お聞きをします。

○こども発達支援センターくれよん所長（生田靖子君） くれよんの施設は昭和63年に建設され、平成17年の増改築工事のときに一部改修を行っています。現在、ホール床は経年劣化によりささくれができていたため、応急処置を行っています。床の全面張り替えを行い、現状を再生し、安全に療育できる環境を整えるものです。以上です。

○委員（富田牧子君） 現状で、通所は1人当たりどれぐらいの日数通所ができるのでしょうか。

○こども発達支援センターくれよん所長（生田靖子君） くれよんでは今、幼稚園・保育園に就園しているお子さんにつきましては月3日となっております。また、未就園児のお子さんにつきましては、5歳児のお子さんが月に14日、4歳児・3歳児のお子さんが月に11日、2歳児のお子さんが月に6日、1歳児のお子さんが月に4日、ゼロ歳児のお子さんが月に3日というふうに、就園状況等年齢に合わせて変えております。

○委員長（板津博之君） では、続きまして18番目。

○委員（伊藤健二君） 同じく支援センターくれよん、児童発達支援事業。

親子療育と待機児童ゼロを継続できる体制の中身として子育て支援関係者の資質向上を課題に上げているわけですが、具体的にはどのような中身になりますか。

○こども発達支援センターくれよん所長（生田靖子君） 現在、市内には、くれよんのほか8か所の民間児童発達支援事業所があります。児童発達支援利用のうち約30%が民間事業所を利用しています。また、くれよんの利用時の82%は幼稚園・保育園に就園しています。お子さんの障がいや発達の状況が様々であり、個々に合った発達支援を行うためには専門的な知識や技術の習得、関係機関との情報共有が課題となります。このため発達支援に関わる支援者の資質向上を目指すため、発達障がいに関する講演会や公開療育を実施し、市内民間事業所、保育園・幼稚園、庁内の子育て支援関係課に参加していただき、関係機関全体でのレベルアップに努めています。以上です。

○委員長（板津博之君） では次、19番目。

○委員（富田牧子君） 62ページです。予防接種事業。

現在、個別接種になっているものは何かということと、10月からロタウイルスも個別接種が行われるのでしょうか。個別接種になったことで接種漏れになっている乳幼児はいないのでしょうか。

○健康増進課長（古山友生君） お答えします。

現在、乳幼児対象の定期接種の中で個別接種になっているものは、集団接種を行っているBCG以外のものになります。それは、麻しん・風しん混合、それから日本脳炎、水痘、ヒブ、肺炎球菌、B型肝炎、4種混合となります。また、10月から予定しておりますロタウイルスについても個別接種を行っていく予定でございます。

接種漏れになっている乳幼児については、対象者が転出入などにより流動的であるため正確な数字はつかめておりませんが、どの種目についても接種率は95%から99%といった高い数字となっております。市としても定期接種期間内に健診や相談、訪問の際に保健師による勧奨や、適宜手紙による接種勧奨に加え、各医療機関でも接種勧奨をお願いして実施いただいておりますので、体調に支障を来すため接種はしないとといった諸事情のある子を除き、接種漏れになっている乳幼児は、基本的にはほぼいないと判断しております。以上です。

○委員（富田牧子君） よかったです。それで、今度ロタウイルスがなるんですけど、ムンプスについては全然見通しはないですか。

○健康増進課長（古山友生君） ちょっとすみません、聞き取れなかったもので、ごめんなさい。

○委員（富田牧子君） おたふく風邪、ムンプス。

○健康増進課長（古山友生君） 今のところ国からそういった指示はございません。

○委員長（板津博之君） それでは20番目。

○副委員長（野呂和久君） 同じ63ページです。

双子や3つ子など多胎児を育てる家庭支援として、厚労省は2020年度から育児サポーター派遣事業、育児サポーターを各家庭に派遣、家事やおむつ替えの手伝いや外出に付き添うなどを始めるとの報道がある。実施主体は市町村、費用の半分は国が補助としている。新年度の実施予定はないか。

○健康増進課長（古山友生君） お答えします。

野呂委員の御紹介の育児サポーター派遣事業は、国が新たにメニュー化した多胎妊婦や多胎家庭を対象とする多胎ピアサポート事業、多胎妊産婦サポーター等事業のことだと思えますけれども、可児市では新年度の実施予定はございません。しかしながら今後、事業の詳細内容を精査するとともに、既存の事業との整合性や他の困り事を持つ家庭への支援体制のバランスを考え、事業実施の研究をしてみたいと思っております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは21番目。

○委員（山田喜弘君） 同じく63ページの母子健康診査事業です。

新生児聴覚検査費の助成額及び対象となる検査方法は何でしょうか。県内で助成している自治体には自動ABR（自動聴性脳幹反応）検査のほか、OAE（耳音響放射）検査も対象としている自治体があるが、本市はどうでしょうか。

○健康増進課長（古山友生君） お答えします。

新生児聴覚検査費の助成額ですけれども、初回検査に支払った金額の2分の1の金額で、上限は3,700円となります。対象となる検査方法は、当市も自動聴性脳幹反応検査（自動A

BR)、または耳音響放射検査(OAE)を対象としております。以上です。

○委員長(板津博之君) では次、22番から24番は一括でお願いします。

○委員(富田牧子君) 63ページの成人各種健康診査事業。

昨年無料だった大腸がん検診が有料に戻るが、無料と有料では検査を受ける人数にどれぐらいの差が出るのか。また、検査を受けた人の中でどのぐらいの割合で大腸がんが発見されているのでしょうか。

○副委員長(野呂和久君) 2019年度(平成31年度)直近の大腸がん検診者数は、前年度と比べ増減はどうか、大腸がん検診の無料化が新年度はなくなったが、その理由は何か。大腸がんに代わる他のがん検診の無料化は考えていないか。

○委員(田原理香君) 検診受診率の目標と現状との乖離をどのように考えるか。

○健康増進課長(古山友生君) まず富田委員の御質問に回答いたします。

検診の自己負担の無料と有料の差については、実際にどれだけ差が出るのか正確な数字は分かりませんが、平成28年度と平成29年度の自己負担無料の対象となっている40歳から69歳までの受診者数を比べてみると、5,825人が6,717人となり892人増加しております。ただ、翌平成30年度には対象年齢の受診者数が5,976人と741人減少しており、無料にした初年度は増加するものの、2年目以降は従前に近い数字に戻っております。

また、可児市における大腸がんの発見率については0.1%から0.2%で、おおむね1,000人に対して1人から2人、毎年発見されている状況でございます。

次に、野呂委員の質問にお答えします。

直近の大腸がん検診受診者数は、令和2年1月現在で9,589人、平成30年度の同時期は9,623人で、ほぼ同数となっております。

また、大腸がん検診の自己負担無料が来年度からなくなる理由は、平成29年度から令和元年度まで3年間限定で実施されていた県の補助金が終了したためでございます。

大腸がん検診に代わるほかのがん検診無料化については、岐阜県が令和2年度から令和5年度までの4年間で、50歳、54歳、58歳、62歳の方を対象に岐阜県胃がん対策強化事業費補助金を設け予算要求していることがこの2月に分かりましたので、可児市においてもこの補助金を利用し、対象年齢の方の自己負担金2,000円を無料とすることで対応していく準備を進めております。

次に、田原委員の質問にお答えします。

大腸がん検診の受診率の目標値と実績の乖離ですが、大腸がん検診の受診者及び受診率自体は、過去から長期的に見れば右肩上がり年々増加傾向にございます。また、平成29年度からの自己負担無料の効果を予測し、市として目標値を設定いたしました。しかしながら先ほど申し上げましたように、無料にした初年度は成果が見られましたが翌年度は減少しており、令和元年度もまだ最終結果は出ておりませんが、ほぼ昨年度と同様な受診率になると思われれます。

3年間無料化を実施し見えてきたことは、たとえ検診費用が無料であっても毎年継続して

受診する方が少ないということでございます。当然、市としても目標を達成するため未受診者に対して勧奨はがきを送ったり、地域で開催する健康相談会で啓発したりと担当者は地道な活動を行っております。今回、結果的に目標値と乖離はございましたが、大腸がん検診については、依然、長期的に見れば右肩上がりの状態は続いております。市としましては今後も知恵を出し合って、少しでも受診率が向上すると思われる活動を実施してまいります。以上でございます。

○委員長（板津博之君） 再質はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、続きまして25番。

○委員（酒井正司君） 同じページ、健康づくり推進事業です。

健康フェアは例年大盛況で、各測定ブースを定期的にご利用して健康管理に利用する市民も多いはず。過去数年の参加者数をお聞かせください。会場の都合だけで中止するのは安易に過ぎないと思う。当フェア開催目的を改めて伺います。重点事業説明シートにもこの項目を入れるべきだと思いますが、いかがですか。

○健康増進課長（古山友生君） お答えします。

まず過去数年の参加者数ですが、1日目の県民健康セミナー、2日目の健康フェア可児を合わせ、過去3年間、毎年8,000人程度の参加者の実績がございます。この健康フェア可児は、可児医師会長、可児歯科医師会長、自治連絡協議会長、社会福祉協議会長といった方々18名を委員にした可児市健康づくり推進協議会が主催し、行っている事業でございます。令和2年度の健康フェア可児の実施の可否については昨年11月8日に行われました可児市健康づくり推進協議会において協議され、改修中の文化創造センター アーラでは来客者の安全確保が難しい、また、他の場所では現参加団体、38団体ございますが、ブースの調整確保が難しいとの理由から1年見送るとの判断がされました。

また当フェアの開催目的は、市民一人一人の健康づくりに対する意識の高揚を図ることを目的としており、継続的な実施が望ましいと考えますが、今申し上げましたいきさつから、やむを得ず見送ったものでございます。

重点事業説明シートについては令和2年度に実施する事業を記載することとなっておりますので、令和2年度は見送る健康フェア可児の事業については記載はしてございません。以上でございます。

○委員（酒井正司君） 8,000人から市民が健康に関して集まるというのは、とんでもない大きな、私はこの課を挙げて一番大きな事業じゃないかなあとあって、会場は確かにそういう都合ではありますが、例えば会場を分散するとか、あるいは複数日でするとかというような検討はなされましたか。

○健康増進課長（古山友生君） 先ほど申し上げましたように昨年11月8日の可児市健康づくり推進協議会でもそういった御意見が出たわけなんですけれども、やはりこの健康フェア可児については一番人気があるのは、やっぱり血管年齢の測定といった健康チェックが大変人

気でございますので、大規模なイベント等はできませんけれども、各地域で既存の事業を実施する際に、この健康チェックや保健指導をするきっかけを設けていただくなどして以後考えていきたいと思っております。以上です。

○委員（酒井正司君） 重点事業説明シートに載せなかったのは、今年度見送ったということが原因だとおっしゃいましたが、やはりこういう事業は継続性が非常に大事だと思うんですね。市民の動向をつかむ意味でも非常に大きな意味合いがあるかと思っておりますので、これを継続的に、参加人数であったり、そのようなデータを重点事業説明シートに載せてはどうかと思うんですが、いかがですか。

○健康増進課長（古山友生君） 重点事業説明シート自体には、この健康づくり推進事業は載せてございます。ただ健康フェア可児という事業を削ったと、文言を削ったということでございます。

○委員（酒井正司君） 健康フェアに絞って今伺っています。

○健康増進課長（古山友生君） 健康フェア1事業を重点事業に載せるということでございますか。

○委員（酒井正司君） も含めてこのページに、これは今回、まるっと何も触れてないんですよ。だからこれを、次年度は載せる対象事業じゃないんであれですが、今後、継続的に健康フェアという項目を重点事業説明シートに含めてはいかがですかという。

○健康増進課長（古山友生君） 担当課のほうと協議して、載せられるようにしていきたいと思えます。

○委員長（板津博之君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の26番ですが、32番の天羽委員も内容が同じでございますのでちょっと飛びますが、一括で。

執行部のほう、一括でもよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ読み上げのほうを、まず富田委員からお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 83ページですが、中学校施設大規模改造事業で、蘇南中の大規模改造事業では、合わせて特別教室のエアコン設置が行われるのか、また体育館のエアコンについてはどうでしょうか。

○委員（天羽良明君） 同じく中学校施設大規模改造事業ですが、音楽室等、中学校の特別教室のエアコン設置等、暑さ対策は喫緊の課題と考えますが、どう進めていくお考えか。

○教育総務課長（石原雅行君） 初めに、富田委員の質疑に回答させていただきます。

蘇南中の特別教室のエアコンは、大規模改修事業に合わせて設置する予定です。体育館は大規模改修をする予定もなく、エアコンを設置する予定はありません。

天羽委員の質疑に回答させていただきます。

よりよい教育環境を整備していきたいと考えていますが、特別教室のエアコンの設置につ

いては、財政事情を勘案しながら校舎の大規模改修に合わせた空調設置ができないかなど、可能性を探っていきたいと考えています。特別教室の暑さ対策については授業内容にもよりますが、エアコンの効く普通教室や会議室を使用するなど柔軟に対応してもらいたいと考えています。

そのほか小まめに暑さ指数を測定し、暑い場所での活動の中止や時間短縮の対応をお願いしていきたいと考えています。以上です。

○委員（富田牧子君） 蘇南中は、もう既に音楽室はエアコンがついていると思うんですね。だから、あとつける特別教室というのは、どういう教室につけますか。

○教育総務課長（石原雅行君） 音楽室、理科室、美術室、技術室などには設置する予定です。

○委員（富田牧子君） 図書室は。

○教育総務課長（石原雅行君） すみません、図書室も設置する予定です。

○委員（天羽良明君） ありがとうございます。蘇南中学校が、先ほども富田委員のほうからもお話がありましたが、音楽教室についている理由としましては、学校の判断で民家が近いということもあって、過去の学校の努力もあってついていくというお話を前に頂いたことがあります。現在は、広陵中学校、西可児中学校、中部中学校、東可児中学校のそういった近隣の民家の状況を私もその後見せていただいたんですが、それほど差があるとは思えません。現在、特にこの夏は暑くなるというふうに予想がされておりますので特別教室の使用頻度というものも各学校であるかと思っておりますので、学校判断で、例えば音楽教室にこの中学校はぜひつけてほしいとか、そういうちょっと柔軟な対応ができればこの夏を乗り切れるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の考えはいかがでしょうか。

○教育総務課長（石原雅行君） 今現在は、財政事情をやはり勘案しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○委員（天羽良明君） 財政事情ということで、例えば大規模改造事業の順番が回ってくるまで待たなければならないという状況になると大変苦しいということで、西可児中学校においても校長先生からも熱い思いを聞いておりますし、また広陵中学校におかれましては音楽教室がどうしても部活のほうで一生懸命やらなあかんということで、保護者がPTA資源回収で2台を設置されたという状況を聞きましてけれども、そんな状況で乗り切ろうという動きがもしほかからあった場合は、市はどのようなふうに対応するのでしょうか。勝手につけるということでしょうか。

○教育総務課長（石原雅行君） 勝手につけるというか、状況をちょっといろいろ確認しながら相談させていただきたいと思います。

○委員（天羽良明君） 広陵中学校のエアコンも、もちろん見ていただいたということでしょうか。

○教育総務課長（石原雅行君） すみません、広陵中のエアコンについては、ちょっと確認しておりません。

○委員（天羽良明君） ぜひ、ちょっと見ていただければと思いますが、音楽教室に2台あり

ます。音がすごく出るんです。なんですけど、やっぱり暑さ対策としてはそちらを優先して、そういったものでもつけざるを得ないという状況もありますし、水の補充も頻繁に行わなければいけないという大変不便なものになっておりますので、もし各資源回収とかで対応しようというような学校にお勧めのようなものでも、市として考えておいてあげるといふようなことで、ぜひ夏を乗り切っていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、次の質問です。

27番から29番は一括で行います。

○委員（酒井正司君） 80ページ、ばら教室KAN I 運営事業です。

広陵中学校に新設するばら教室KAN Iの詳細、例えば名称、規模など、フレビア教室との分担内容は。当教室と広陵中学校の運営上、すり合わせが必要なことはありますか。

○委員（山根一男君） 同じところですか。

第2ばら教室KAN Iを開設することだが、その運営体制及び受入れ体制はどのようなになるのか。

○委員（大平伸二君） 同じくばら教室KAN I 運営事業です。

2年前にばら教室を25人から10人増設して35人としました。そのときに、出入国管理及び難民認定法を含めて改正されるということもありまして10人増やしたんですが、今後、第2ばら教室を拡充するというございますけれども、いつ頃まで増加される予想をされておりますか。

○学校教育課長（奥村恒也君） お願いいたします。

では、まず酒井委員の広陵中学校に新設するばら教室KAN Iの詳細についてお答えをいたします。

広陵中学校の現在の多目的室と視聴覚準備室を利用して第2ばら教室KAN Iとして開設をいたします。定員は35名を予定しております。現在のばら教室KAN Iの定員35名と合わせて合計70名となります。

設備といたしましては、多目的室を学習室として活用します。普通教室2つ分のスペースを習熟度や各段階の在室児童・生徒数に合わせて可動式のパーティションで区切り学習をいたします。視聴覚準備室は職員室として活用をいたします。どちらの部屋にもエアコンを設置し、学習環境を整えてまいります。

また、フレビアとの分担でございますが、フレビアでは定住外国人の子供の就学促進事業におきまして、就学前、年長児の子供を対象としたひよこ教室、一時帰国後、再び来日した子供や学校に行きづらさを抱えている子供などを対象としたゆめ教室、就学年齢を超えた子供を対象としたさつき教室があり、ばら教室KAN Iとの指導の分担が行われております。

また、すり合わせにつきましてですが、今のところ広陵中学校の教育課程を変更する予定はありません。保健室及び特別教室の使用や昼休みに遊ぶ場所等については、広陵中学校の担当者とはら教室コーディネーターとの間で連絡調整を図ってまいります。

次に、山根委員の第2ばら教室KAN Iを開設することに対する運営体制及び受入れ体制

にお答えいたします。

運営体制につきましては、室長を第1ばら教室KANIと第2ばら教室KANIの兼務といたします。第2ばら教室KANIにはコーディネーター1名、指導員4名の5名が常勤をし、子供たちへの指導に当たります。

受入れにつきましては、定員がこれまでの倍の最大70名となることから、待機を出すことなく手続ができ次第、順次受け入れていくことが可能となります。

ばら教室KANIでは習熟度を6段階に分けて、同じ習熟度の子供たちをグループにして少人数指導を行っていきます。第1段階から第3段階を第1ばら教室で、第4段階から第6段階を第2ばら教室KANIで行う予定であります。

次に、大平委員の今後の見通しでございますが、月によって転入数が多い月もあり、少ない月もございます。今年度は6月から急激に増加し、9月は25名の待機者が出ました。景気の動向ですとか、今回のコロナウイルスのように様々な要因によって入国・編入の影響が出るため、一概にいつまで増加するというのは読めない部分がございますが、ここ数年の推移を見ると明らかに増加傾向でございます。

また、可児市在住の外国籍市民の意識調査からも、可児市の外国籍市民への施策について高い評価を得ております。こうしたことから、今後も外国籍児童・生徒数が増加していくというふうに考えております。以上です。

○委員（酒井正司君） 広陵中にとっては初めてのことですが、当然生徒も新しいそういう施設ができるということで不便もあるかと思うんですが、逆にこれも一つのチャンスかなと思うんですが、学校の何か一部の活動として、ばら教室KANIとの交流のようなことは考えていらっしゃいますか。

○学校教育課長（奥村恒也君） まずは、第2ばら教室KANIをスタートさせていくことを最優先しておりますが、今後、子供たちとの交流ですとか、そうしたことについては学校のほうとも話をしながら、双方の子供たちにとって学びのある学校、また環境をつくってけるとよいなということは考えております。

○委員（山根一男君） 第1ばら教室KANIと第2ばら教室KANIで校区というか学校の違いというのはつくるんですか。全く考慮しない、どちらでしょうか。

○学校教育課長（奥村恒也君） 校区を分けるというふうには今は考えておりません。

○委員（酒井正司君） ちょっと確認なんですけど、今までの多文化共生センターフレビアは、そのままばら教室KANI、広陵中は第2ばら教室KANIということですね、第1・第2という呼び方をするんですか、しないんですか。

○学校教育課長（奥村恒也君） 多文化共生センターフレビアは多文化共生センターフレビアとして国際交流協会の可児駅のところがございますので、それは多文化共生センターフレビアでございます。第1ばら教室KANI、今のばら教室KANIは土田でございますが、その土田に今開設しておりますばら教室KANIを第1ばら教室KANIとし、広陵中学校を第2ばら教室KANIと予定しております。

○委員長（板津博之君） 大平委員、再質問はよろしいですか。

関連もございませんね。

それでは、ここで10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時34分

○委員長（板津博之君） 全員おそろいですので、休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、質疑ナンバー30番。

○委員（田原理香君） 資料番号3、80ページ、重点事業説明シート説明は70ページでございます。

児童市学校教育力向上事業におきまして、勤務体制が変わったから前年度に比べて減との説明はございましたが、具体的に勤務体制におきまして、どのように変わったのでしょうか、お願いします。

○学校教育課長（奥村恒也君） お願いします。

まず、県の教育委員会のほうに県費のスクールカウンセラー活用事業の拡大を要求いたしました。それによって年間の勤務日数が、蘇南中ですと今年度45日だったものが令和2年度は60日となります。

一方で、今年度の市費のスクールカウンセラーの各小・中学校の活用状況から必要な日数等を算出いたしました。学校規模によってカウンセリングの回数が大きく異なっておりまして、ニーズの少ない学校につきましては、必要なときに要請を受けて市の教育委員会からスクールカウンセラースーパーバイザーが対応するようにし、ニーズの高いところの学校に、より多くの時間の配置ができるように調整をいたしました。

以上のようなことから前年度から10%程度の減となりましたけれども、実質としては今年度と変わらない対応ができるという体制を整えております。以上です。

○委員（田原理香君） ありがとうございます。

スクールカウンセラーにおきましては、1校分がたしかなくなっただと思います。たしか年間28日という小学校分が、前年度でしたか、なくなっただかと思いますが、そういったことにおいて学校側は、スクールカウンセラーがなくなったということについて非常に残念がっておられましたけど、前年度少なくなった分についても、それも補充ができていたということなんですか。

○学校教育課長（奥村恒也君） 県費のスクールカウンセラーの日数との調整の中で補って、対応はできております。

○委員長（板津博之君） それでは次、31番目。

○委員（伊藤健二君） 80ページです。

ふるさとを誇りに思う教育事業の中で、茶道の講習会経費、バス借上げ代、大河ドラマ館へのバス代の合計との差額、金額にしますと128万8,000円の内容なんですが、これは主にど

のような内容でしょうか。

○学校教育課長（奥村恒也君） お願いします。

128万8,000円の差額の内訳でございますが、うち99万円が各校での茶道体験での講師の方々への謝礼です。講師の方には1時間当たり2,500円掛ける11校で147時間、また、そのお弟子さんが一緒に来ていただきますので、その方々、1時間当たり1,500円掛ける11校で415時間、複数いらっしゃいますので講師の先生方よりも多い時間数となっておりますが、そういった単価により99万円になっております。

また、残りの29万8,000円は、各小・中学生の大河ドラマ館の訪問の際の入館料となっております。合わせて128万8,000円になっております。以上です。

○委員（伊藤健二君） よく分かりました。大河ドラマ館への入館料そのものは、市で一括して負担をしているという理解でいいわけですね。

○学校教育課長（奥村恒也君） 市のほうで計上をしております。ただ、企業寄附もございましたので、それに合わせて、またこの入館料につきましては、ふるさと学習のほうで有効に活用させていただきます。

○委員長（板津博之君） それでは、番号飛びまして33番。

○委員（山田喜弘君） 家庭教育推進事業です。

コモンセンスペアレンティング、BPプログラムの特徴と、効果及び予定する参加者数を教えてください。

○子育て支援課長（水野伸治君） コモンセンスペアレンティングは、保護者を対象といたしまして効果的なしつけの方法を示しました。子供に積極的な態度で向き合えるようサポートしていく講座でございます。講座の内容は2つございまして、子供の発達を知り、褒めるタイミングですとか褒め方、育児でいらいらしたときの親の感情のコントロール方法などを学ぶ幼児版連続講座と、幼児版の内容に加えまして、仲間や友達からの圧力の対処法や、効果的な子供とのコミュニケーション方法などを学んでいく学齢期版連続講座がございます。

また、BPプログラムというのは親子の絆づくりプログラムの通称のようでして、BPというのは「BabyProgram」の頭文字とのことです。

この講座は、初めての赤ちゃんと一緒に参加して、講義形式ではなく自宅にいるような落ち着いた雰囲気の中で、赤ちゃんに触れ合いながら育児の知識やスキル、親の役割などを一緒に学んでいく講座でございます。これらの子育て力向上講座の開催は、子育ての基礎知識や関わり方などの習得に加えまして同じメンバーで連続して実施しますことから、参加者同士、気兼ねなく相談したり喜びを分かち合ったりして、多くの人とつながることができるようになって考えてございます。

参加者からは、「子供の様子をよく見るようになった」「叱る回数が減った」「子供が変わった」「気が楽になり笑顔で接することができるようになった」などといった声を頂き、好評を頂いております。

各講座の参加予定人数につきましては、コモンセンスペアレンティング幼児版が年2回開

催で、各12回の計24名、学齢期版は年1回で12名、BPプログラムにつきましては年4回で各12組の計48組という規模で開催したいと考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、次の34番、35番は一括でお願いします。

○委員（勝野正規君） 89ページ、給食センター管理経費。

学校給食センター業務委託料が約1億円強の増になっておりますが、その主な理由はPFI事業終了によるものか。また、学校給食センターで勤務していた公社職員の雇用形態はどのようになりますか。

○委員（富田牧子君） 同じところですか。前年比1億1,583万8,000円の増額は委託料の増加ということだが、詳しい説明をお願いします。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） まず業務委託料約1億1,000万円増の主な理由でございますが、これはPFI事業終了に伴い、施設の維持管理、それから給食の運搬業務に関するもので、これまで教育総務課で予算化していたものを学校給食センター業務委託に組み込んだことによる増額でございます。令和元年度の教育総務課予算額で申し上げますと、施設の維持管理及び給食運搬業務に係る費用が8,671万4,000円、また今回、各学校の配膳員に係る費用も委託内容に含めた関係で、配膳員人件費や検査手数料等3,504万8,000円の合わせて1億2,176万2,000円分を学校給食センターで精査し、予算化したことによる増額でございます。

2つ目の学校給食センターで勤務していた公社職員の雇用形態につきましては、令和2年度からの給食センター業務を受託した株式会社東洋食品とは可児市公共施設振興公社の職員を優先的に雇用することを契約時に確認しており、昨年12月以降、公社職員を対象に実施した採用に関する雇用条件等の説明会及び採用面接の実施を経て、希望される調理員が同社に採用されています。

また、給食調理業務以外の職種や勤務先を希望される方には、可児市公共施設振興公社の依頼により、公益財団法人産業雇用安定センターの相談員がきめ細かく相談に応じ、移籍の支援を頂いていると聞いております。

全ての調理員に対し、継続雇用または相談支援の対応が行われております。以上です。

○委員長（板津博之君） 再質問はよろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、続きまして36番。

○委員（富田牧子君） 101ページの生活支援サービス事業のところ、要支援認定とチェックリストの違いについてということと、それからどちらで対象者になっても希望するサービスが受けられるのか、それともどちらかで制限があるのか、お尋ねをします。

○高齢福祉課長（水野 修君） お答えいたします。

要支援者と基本チェックリストの該当者、正式には介護予防・日常生活支援サービス対象事業者と言いますが、通常、事業対象者と言っておりますが、要支援者も事業対象者も、ともに介護予防・日常生活支援サービス事業の対象者となります。このため介護予防・日常生

活支援サービス事業で受けるサービス内容に差はございません。ただし、要支援者は介護予防サービスを利用できるため、福祉用具の貸与や住宅改修費支給などのサービスが受けられることとなりますが、事業対象者にはそれはございません。事業対象者は、そもそも従来の要支援者に相当するものであり、簡便に迅速にサービスの利用につなげるため、基本チェックリストに該当した時点でサービスを開始できることになっております。

可児市においては平成30年10月より、事業対象者の通所サービスの期間をおおむね6か月といたしまして、その間に要支援認定につなげたり、一般介護予防事業につなげております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、そのチェックリストのほうは、自分が希望すればチェックリストを受けて、それに該当していけばやっていただいて、それで実際に、もうちょっと支援が必要だということになると要支援認定を受けてもらうというふうな流れですかね。

○高齢福祉課長（水野 修君） そのチェックリストで事業対象者になったときから、ケアマネジャーさんですかそういったところ、いろいろ見ておまして、これは今後、要支援認定が必要であると、そういったことになれば今後につなげていくというような形でいきます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、37番。

○副委員長（野呂和久君） 102ページです。任意事業です。

2019年度（平成31年度）より品目別の助成券を統一し、4種類全てに利用可能な介護用品購入助成券となった。2018年度（平成30年度）決算では約3,141万円で、新年度予算3,000万円で減額になる。統一券で使いやすくなった一方、利用者の補助金額は減額されていないか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 現在、高齢者等介護用品購入助成事業は、介護保険特別会計の任意事業と位置づけて助成事業を行っております。平成27年の厚生労働省からの通知である地域支援事業充実分に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについては、介護用品の助成事業は補助対象外とされましたが、多くの自治体を実施している状況に鑑み、当分の間、平成26年度に実施しておりました市町村については、その事業を実施継続することが可能となっております。しかし、これは例外的な激変緩和措置であるということ踏まえまして、事業の廃止・縮小に向けた具体的な検討を行うこととなっておりますので、極力影響が少なくなるような見直しを今回しております。

見直しは、利用者が増加しており給付額も増えており、今後も増加が見込まれるため助成券を統一し、支給総額の上限を引き下げておるということでございます。そのため防水シート、肌着、寝巻きの助成を利用していた方については減額となっております。

また、激変緩和措置の終了を見据えまして、介護用品購入助成事業の今後の方向性を来年度には検討いたします。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは最後、38番。

○委員（田原理香君） 資料番号3、102ページ、重点事業シート説明は97ページでございます。地域包括ケアシステム推進事業についてお聞きします。

生活支援コーディネーターについてお伺いするものでございます。

生活支援コーディネーター業務委託料としては1,840万7,000円と計上してございます。今現在、生活支援コーディネーターは1人ですけれども、何人になるのでしょうか。また、実際の業務内容についてお聞かせください。

○高齡福祉課長（水野 修君） 生活支援コーディネーターとは、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、地域において生活支援等のサービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこととでございます。令和元年度までは市全域、第1層と呼んでおりますが、こちらを見てもらうために1人配置しております。令和2年度からは、この1人に加え第2層、一般的には小・中学校区域等の日常生活圏域とされておりますが、可児市では市内14地区の自治連合会単位に生活支援コーディネーターを配置する予定とございます。これにより第2層に個別の担当者がつきまして責任を持ってやっていただけるようになり、地域における生活支援等のサービスの醸成を働きかけていくことができます。

この生活支援コーディネーターは市社会福祉協議会に委託する予定とございまして、現在14の地区の活動支援を行っている5人の市社会福祉協議会職員がコーディネート業務を行う予定とございます。ただし、コーディネーターの人数については、各地域に張りつけていただくこの人数については市は指定する予定はございませんので、実際には請け負った市社会福祉協議会で複数の地区を持つなど人数等の調整をしていただくこととなります。

業務内容については生活支援サービス等の地域資源の把握とニーズの把握、それと、この把握した情報を基にニーズとサービスのマッチングを行うこと。地域に必要なサービスの開発や既存サービスの支援、生活支援の担い手の養成、関係者とのネットワークの構築、地域福祉懇話会の開催支援等とございます。以上でございます。

○委員（田原理香君） 今、地区社会福祉協議会のほうにそれぞれいらっしゃっている社会福祉協議会の方が、まだまだとてもそういうところに入り込んでいるとは思いませんけれど、それは今後、市社会福祉協議会のコーディネーターをされる方にはどのような役割をするんだということを、またこれまでとは違った形でお伝えしていくとか、お願いをしていくということですよ。

○高齡福祉課長（水野 修君） これから業務委託のほうをさせていただきますので、その中で内容についても説明しながら、こういうことをやっていくんだよといったところを話し合いながらやっていきたいと思っております。以上です。

○委員（田原理香君） 現在の生活支援コーディネーターのお1人の方がいらっしゃいますけれど、その方との十分な連携というのをも併せて、ちょっと先日、そんな方とお話をしましたところ、そういったコーディネーターにおいての連携というのがあまり十分なようにはお聞きできなかったもので、ちょっとその辺の連携のほうもぜひお願いしたいと思っております。

○高齡福祉課長（水野 修君） 第1層の今のコーディネーター、それから今度第2層が起きますので、そちらと、それから市と、こちらと連携しながらやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、令和2年度予算についての通告による質疑は以上となります。

ここで、そのほかの質疑を許します。

なお、質疑される方は、お1人質疑1回につき1問としてください。

では、発言のある方。

○委員（中野喜一君） すみません、先ほどの広陵中学校の冷風機の件なんですけれども、やっぱりPTAが、もうたまりかねて入れたんだなあと推測されます。私、現場にも行きましたけれども。そういう思いを受けて、役所の側はどういう思いなのかなど。特別教室は全て入っていないというのであれば納得いくんですけれども、そうじゃなくて入っているところもあるし、それで計画も明示されていないと。私がもし広陵中学校に子供を通わす親だとしたら、もう本当に怒り狂ってどなり込むぐらいの、そういう感じになると思うんですけれども、本当に受け止め方というのをもうちょっと考えていただけないかなと切に提案しますが、いかがですか。

○教育総務課長（石原雅行君） 教育委員会としても、よりよい環境を本当につくっていききたいという気持ちは一緒です。ただ、やはり市全体の財政事情のことの中で検討していかなければならないというのがありますので、気持ちは本当に一緒なんですけど、その辺は御理解をお願いします。

○委員（中野喜一君） 到底理解できる内容ではございません。私個人の感想ですけれども。それで、冷風機を入れて、それで置くのはいいけれども、役所側の回答ですね、置くのは構わないけれども、故障があったりとか、そういったことがあったら市は一切関与しませんよと。それはそれで当然なのかなと思うんですけれども、それで終わってしまっただけは困ると思うんで、じゃあ今後、計画的にエアコンを必要に応じて、広陵中は例えば音楽室に欲しいとか、いろいろあると思うんですけれども、そういった計画が提示されないと、やっぱり納得できないですよ。いかがでしょうか。

○教育総務課長（石原雅行君） 今、市政経営計画に基づいて大きなものは実施していくということになっております。この中で特別教室のエアコンというものは、この令和2年、3年、4年、5年は含まれておりません。そのために今すぐできるというものではないんですが、教育委員会としては先ほど申し上げましたように、よりよい環境をつくりたいという願いはありますので、何らかの方法で希望は持っていきたいと考えております。以上です。

○委員（中野喜一君） これで最後にしますけれども、エアコン1台、普通教室についているやつ、あれは工事費込みで大体幾らするんですか。

○教育総務課長（石原雅行君） 工事の方法にもよりますが、長さとかいろいろ条件にもよりますが、大体約250万円前後になります。以上です。

○委員（田原理香君） 先ほど地域福祉推進事業のところ、地域見守りの体制、地域福祉協力を今非常に推進をしていると、普及させているということで、今回も大勢の方に協力者になっていただいたという御説明がございましたが、毎年、多分ここでお願いしていると思

いますが、地域福祉協力者の人数が増えているかもしれないけれど、だけど、地域によって非常に格差があると。それは何回も御指摘しているとおりでございます。だけれど、それがなかなか解消にいかない。では、地域福祉協力者だったり、こういった地域福祉活動がなかなか積極的に進んでいかないところにおいては、どのような働きかけ、実際に今、どのようなことをなさっていらっしゃるのでしょうか。

○高齡福祉課長（水野 修君） やはりこういう方々、実際に動いていただくということが一番大事だと思いますので、先ほどありましたように、第2層にも今後コーディネーターを張りつけることになりまして、そういったところの協力が非常に得られるような体制にどんどんなっていくので、そういったところも含めながら、また懇話会等もございますし、そういったところで話し合いながら、そういったところにもこういう協力者の方々に出させていただくとか、いろいろ考えながらやっていきたいと思っております。以上です。

○委員（田原理香君） 今、地域懇話会の話が出ましたが、まずは、その地域懇話会の中で、できるだけ大勢の方にまず目を向けてもらうということが大事だろうと思っておりますので、お願いしたいと思います。

また、安心づくりサポート委員会もございますけれど、なかなか具体的に進めていけないというのが現状もお聞きしていますので、せっかくの安心づくりサポート、14地区の方が来ていらっしゃる場所なので、そちらのほうでの働きかけも具体的に進めていけるということでのお願いをしたいと思います。

○高齡福祉課長（水野 修君） 委員おっしゃられるように、またいろいろ連携体制とか、いろいろ体制のほうを強くしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（板津博之君） ほかの質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、予算議案に関する質疑はこれで終了といたします。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。御退席ください。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時01分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより自由討議を始めたいと思いますが、初めに本日の教育福祉委員会所管分を、その後全体を通しての自由討議を行いたいと思います。

それでは、本日の予算案の質疑を通して、今後の予算執行に向けて可児市議会として執行部に注意を喚起すべき事項や、または委員長報告に付すべきことなどについて議論をするために、自由討議の動議がありましたらお諮りしたいと思います。

○委員（川上文浩君） やはり議会でも提言を出している地域医療支援事業の可児とうのう病院に対する対応について、もうここには明らかに市町村レベルの施策では、すぐに結果を出

すことは困難というふうに言い切っちゃっているんです。すごくそれが僕は引っかかっている、復活したときには医師確保は必ずこれはやり遂げるといような話で進んできて、今ここまで言い切ってしまうということは、先ほど担当課の話の言葉にあったように、今の医療を守るための今いる職員を守るための補助金なんだと。それは分かります。分かるんですが、やはりこのままずるずると行っていいのかなという部分がありますし、僕もこれは大変申し訳なくて、昨年の決算のときに分かったんですけれども、この5,000万円というお金は、まずは独立行政法人地域医療機能推進機構に入って、そこから可児とうのう病院に出されているということは、一旦は独立行政法人地域医療機能推進機構全体の予算として入る。これは独立行政法人地域医療機能推進機構はどういうところか御存じのように、厚生労働省が所管する地域医療機能推進機構ということですので、本来は、ここにいる公務員は、公務員でなくてみなし公務員ということになるわけですけれども、本当に官なのか民なのか訳の分からないところにお金を入れて、そこから色が変わって出ているという話になってくると、直接可児とうのう病院を支援しているということと本来筋が違ってくるという部分もあると思いますし、やはり独立行政法人地域医療機能推進機構に対してどう働きかけていくのかということはやっていかないと、やはり独立行政法人地域医療機能推進機構自体でこれだけ55の病院と26の介護老人保健施設を持ってやっているところですから何らかの手だてはあると思うんですけれども、何を言っても動いてくれないということであるのであれば、もう少しやはり全体的に医療を守るためには、いろんな政策を考えていくときに来ているんじゃないかなというふうに思います。科によっては頑張っている科もありますけど、全体的に言うと、やはり完全な右肩下がりになってきていて、あまりいい状況とは言えないというふうに思いますので、そのところは議会としても注視していかなくちゃいけないのかなと。

今だと独立行政法人地域医療機能推進機構に5,000万円出して、独立行政法人地域医療機能推進機構が5,000万円を可児とうのう病院につけて終わりという形は否めないんじゃないかなというふうに思っています。効果がどうなるかということなんですけど。同じ機構ですから、グリーンピアと同じように潰していったら終わり最終的にはなる可能性は、採算ベースに合わないからグリーンピアのように順番に駄目なところから潰していくというようなことにもなりかねないというのがあるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（板津博之君）　ちなみに、まだ自由討議に入っていないんですけど。ちょっと遮るのもあれだったと思うんで、それは動議ということで御理解してよろしいですか。

○委員（川上文浩君）　はい、すみません。

○委員長（板津博之君）　じゃあ、ただいま川上委員から自由討議の動議がありましたので、この動議に対して賛同する委員の方はいらっしゃいますか。まあ内容は分かっちゃっているんですけど。

○委員（川上文浩君）　すみません、本当に申し訳ない。私、ちょっとしゃべっていてそれを忘れてしまって、止めてもらってもよかったと思うんですけど、先ほど言ったことを自由討議の課題として上げさせていただきたいと思います。ちょっと配慮していただければ。

○委員長（板津博之君） それでは、会議録上は、今意見ということでお聞きしたということで、その流れで。

ほかに、この件について意見のある方ございますでしょうか、可児とうのう病院の。

○委員（山根一男君） 本当におっしゃるとおりで、もう諦めているとしか思えないような表現は市長もしていますし、可児とうのう病院の院長さんもしています、確かに困難は分かるんですけど、可児市という自治体として、こういう総合病院をみすみす、もう外科が1人しかいないんですね。その方が多分引退されたら、もうなくなる、常駐の人。そういう状況で、そこの補充はもうほとんど諦めているけど、今おっしゃった、その独立行政法人地域医療機能推進機構そのものに対して、何か働きかけとか何か知恵がないのかなと思うんですけども。ちょっと5,000万円という金額は大きいようで、ほかの自治体に比べればはした金だと思うんですね。医療に対する市民の熱い思いはたくさんあるんですけども、それに対して応えようとしない状況は、やはり健全ではないと思いますので、議会としてもこの問題を大きく取り上げる必要はあると思います。お願いします。

○委員長（板津博之君） ほかに、可児とうのう病院の件でも結構ですが、ほかの案件でもあれば。

○委員（田原理香君） 可児とうのう病院のことで、本当に目指すのはどこなんだろうというふうに思いますが、実際一度、可児とうのう病院の方に、こうやっていらっしゃってお伺いをするという、そういう場を持つということは可能なんでしょうか。

○委員（川上文浩君） 過去に委員会でやっています。各種団体との交流会ということで意見交換をやっているので、ぜひ企画していただければできるんじゃないかと思います。

○委員長（板津博之君） 教育福祉委員会のほうで、この3日間を通じてここでの意見は委員会のほうでも取り上げていただければということでお願いしてございますので、また本日の教育福祉委員会でも、そういったことで取り上げていただければというふうに思います。

この件については、じゃあ委員長報告に付するのかわ、ないしは提言というのはあまり予算にはそぐわないような気もしますが、どのように扱うかについて御意見がありましたらいかがでしょうか。

○委員（川上文浩君） 提言は、これは決算のときに出して、そのお答えを頂いて、それでもちょっと内容的におかしいんじゃないかということがあるので、委員長意見の中で委員長報告の中で表現していただきながら、ぜひ教育福祉委員会の中の所管の事項でありますので、もう少しちょっと積極的にというか、その歓談でもあれば我々も積極的にやりたいと思いますし、積極的というのはできないこともありますよ、できないこともありますけれども、対応していただければというふうに思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

じゃあ、そのように取り扱うということで、この件についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

そのほかに、この本日の教育福祉委員会所管部分で御意見があれば、お聞きしたいと思えます。自由討議ですので、いかがですか。

○委員（澤野 伸君） 中野委員からも指摘がありましたけれども、教育施設整備費、国庫補助の関係は、もうほとんど今ない状況で、何とか市でということも考えていかなきゃいけないくて、最初に普通教室をやったのは市の英断で、市費でやって、これだけ暑くなったということで国からの補助金をかけてきたんですけれども、ここへ来てぴたっと止まったというような状況で進まなくなってしまうと。そんなような状況において、じゃあ、そのままにしておいていいのかということも、また少しちょっと委員会等々でもちょっと協議していただきたいなというところで、予算要求ができる立場ではないんですけれども、教育環境の在り方という部分については、やっぱり議会側としても少し注視していくべきではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員（田原理香君） 全く同じところで、先ほど今後、これから広陵中のPTAがエアコンをつけたと、そうするとほかの学校もいいなあということで、うちもつけていこうということで、そうすると多分差が出てくる。もうちょっとPTA会費が少ないところ、人数が少ないところは、つけたいけどつけられないということで、同じ公立のところでありながら、こういったことの差も出てくるかもしれませんので、そういったことも併せてちょっと検討しないといけないのかなというふうに、全くできませんよではなくて、やっぱり特別教室においてもというのは考えていかなあかんのかなというふうに思います。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件では御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、これにつきましても委員長報告に付するということと、所管の教育福祉委員会のほうで取り上げるという方向でいかがでしょうか。それについての取扱いについての御意見を頂きたいんですが、いかがですか。

○委員（富田牧子君） 教育福祉委員会の委員として申し上げたいですけど、荷が重い、そんなにたくさんいろいろやられて。今日、昼からでも随分たくさん内容になっていまして、それもあれもこれもやれと言われると、ちょっとうちのメンバーでは新人さんもお見えになりますし、お2人も。なかなか前後は見通せないし、ちょっと大変じゃないかなと思って、そんなに振らないでください。

○委員長（板津博之君） ほかに、この取上げ方、委員長報告まででとどめるということにするか。

○委員（澤野 伸君） 委員長報告まではちょっと結構です。今後の課題として皆さん共有していただければという程度で、まずは進めてください。予算案に上がっていないものなので指摘はできないので、課題としてちょっと共有していただければということでの発言と捉えていただければと思います。

○委員（伊藤健二君） 澤野委員と同じ趣旨なんですけど、よく分からないのは、気持ちとしてはつけたいんだと。しかし、金がないという話でしたよね。いや、金はどっちにしてもエ

エアコンを設置して暑さ対策をやらなきゃいけないという必要性は理解して、問題は、よく我々が分からないのは、どれだけの特別教室ということでは、一定数、数的なのは頭に浮かぶけど、使われ方によって、そこに固定的なエアコンをきっちりをつくるとなれば1台250万円、だから掛ける10幾つで大変だという話になっちゃうんだと思うんだけど、その必要頻度、時間の量とか、学校にそういうレンタルのようなものを置いて対応する方法が可能かどうかという状況判断と検討結果を一度、議会全員協議会でもいいので、きちっと報告をしてもらって、あと議員なりの考えとか思いもそこへ出して、意見交換をして、ちょっとこの問題については対応していかないと駄目だと思うんだよね。だけど金がかかるというんで、しかし億単位で財政調整基金もあるんで、5,000万円とか何かを取り崩してつけたって別に問題ないと思うけどなという意見がありますので、一度到達状況を検討した、本当に詰めた検討をしてみたけど手が打てないという話なのか、その辺についてちょっと報告を求めたいというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長（板津博之君） それは、この会期中にという話ですか。

○委員（伊藤健二君） それは違います。委員長報告にも入れる必要はないけど、一度、その教育部のこのテーマについて特別報告してくれと。だって、同じことを中野さんが代弁してくれたけど、同じことは全中学校でほぼエアコンをつけるのが当たり前の状況になっちゃっておるんで、市民的サイドからいえば。それに市議会は何も応えてくれないという話になるのは一番まずいので。我々は要求しているんだけど、それに対しては、いや、やらなきゃいけないと思うけど、具体的には何も進んでないという回答しかないんで。じゃあどこまで検討したという話も含めて報告させる必要がある。

○委員（大平伸二君） 学校環境の整備をするという中でエアコンだけ取り上げられていますけど、実情、環境というとエアコンだけじゃありませんので、やはりこれはファシリティーマネジメント（FM）の中できちっと来年度から個々の公共施設も計画を立てていくということですので、アクションプランにも立てていくということですので、その中に落としていただくということですので、そのことは、やはり報告を頂きながら位置づけていただくという形で、委員長報告とか提言とかという話じゃなくて、きちっと位置づけてくださいと議会から申し入れるぐらいにしていかないと、まだ全くエアコンだけつけなさい、特別教室という問題じゃないと思うんです、学校環境というのは。ですので、FMアクションプランに位置づけなさいという申入れをしていく形のほうがいいと思います。以上です。

○委員（山田喜弘君） ただ、蘇南中学校にはついて、ほかの中学校・小学校がついていないという不公平感はあるので、それをちゃんと指摘しておかなあかんと思いますよね。

○委員（川上文浩君） 大平委員が言ってくれるかなと思った。LEDの件を一般質問されたんですけれども、もともともう何年か前から初期投資ゼロのLEDリースというのは、もう民間企業はどんどん始まっていて、小さい町村なんかはそれをやっています、どんどん。初期投資ゼロなので。やはり、そういったいろんな方法はあるので、もしお金が今ないと言われるのであれば空調機器のリースというのはあるので、そういうところをやはり行政側は、

そのときも言ったんですけど、やっぱり直営でやったほうが差額はもうかるから直営でやりませんと、そのときはおっしゃった、LEDに関して、私には。いや、それはおかしいでしょうと僕は言ったんですけども、やはりいろんな選択肢があるので、やっぱり今すぐ要るものであってお金がないなら、リースでもつける検討をすべきでないかと。あそこまでおっしゃるんなら、つけるべきことを前提として方法を探せば初期投資はゼロでやれる可能性は高くあるので、それは検討されたほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（板津博之君） そうしますと皆さんの御意見を集約しますと、今回の予算委員会として提言なり委員長報告にすることではなく、今後の共通課題として議会全員協議会なりで、この件について執行部から報告を受けると。ひいては市政経営計画なり、中・長期的な計画についても、今どこまでできているかというのは、できてはいるんでしょうけれども、そういったことも議会全員協議会の場で報告を受けるということを、私、予算決算委員会の委員長として執行部に求めるのか、議長から求めるのかちょっと分かりませんが、そういう方向でよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

ちょっと暫時休憩にします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、ただいまの課題と上がっております学校の教育環境の整備につきましては、私、予算決算委員会の委員長から執行部に報告の場を設けるように議長に要請をするということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

それでは、教育福祉委員会所管部分の自由討議は終了とさせていただきますもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、続いて、予算等の議案全体に対する自由討議を行いたいと思います。この3日間、教育委員会所管部分以外の部分も含めての全体に対する自由討議を行いたいと思います。

自由討議を行いたいという方、お見えになりますでしょうか。

〔「自由討議」の声あり〕

自由討議の動議ですね。

ただいま自由討議の動議がございましたが、これに賛同される方、お見えになりますでしょうか。

〔賛成者挙手〕

それでは、自由討議に移りたいと思います。

○委員（川上文浩君） 中身の細かい事業ではないんですけれども、今回物すごく感じたのが、僕たちはやりたいんだけど財政上でできなくて、あるところでは市長に聞いてくれと。では、説明要員としてのていをなさないんじゃないかというふうに思っています。呼んでいる以上は、ここにそろってもらっている以上は。ある程度質疑を出して、議会から、これについて質疑をしたり要望があるのであれば、一定のやっぱり答えを頂かんと、ちょっと体制的に、その審議の質疑に対する答弁等云々とか、大分ずれてきちゃうので、その辺は委員長のほうから、全体的にちょっと考えていただくようなことを総務部長を通じて言っていただきたいなと思いますので、私の個人的な意見です。

○委員長（板津博之君） 今の意見についてでも結構ですし、また今回の全体的なところでの御意見ございましたらお伺いしたいと思います、いかがですか。

○委員（酒井正司君） 全く同じ意味合いですけど、はっきり言って企画部長が施政方針に書いてあるんだから、もう既定事実だと。だから市長を呼んでこいと。それは部長という立場で発言すべきことじゃないんでね、本来の、じゃあこの委員会の位置づけが、最終的な議会の委員会としての機能をなさないわけですから、市長が出てこないとね。だからその辺、気をつけるじゃなしに改めてもらわないと、自覚を持ってもらわないと駄目だと思うんで、その辺をしっかりと指摘していただきたいなと思います。

○委員（川上文浩君） やはりもう一点は、当初予算の大切さというのは、やはり今回もしみじみというか、本当に骨身にしみてのことなんですけれども、どの事業とは言いませんが、言えば皆さん分かると思いますけれども、やっぱり新規事業で思いついたように補正に入れてもらって、そこでごちゃごちゃとするのではなく、かける時間とか全体の中の予算というのはやっぱりきちっと見ていかなくちゃいけないところなので、やっぱり明智光秀公ブロンズ像のことなんですけれども、あの3,000万円があったらエアコンなんかつくじゃないかというのはここではできるんですけれども、補正の場ではできないんですよ。付け替えも議会としてできないので、そういう意味では、やはり当初予算の大切さというのを我々も、私は個人的にしみじみと当初予算は大事だなというところを思うので、そういったところも、これは執行部にはありませんけれども、市長がああやってやられたことなんであれですけど、やっぱり議会としても、やっぱり当初予算をきちっとやるということの意味合いが、もう一度確認したほうがいいのかと思いました。これは個人的な感想です。

○委員長（板津博之君） ほかにございますか。

今回、初日は工業団地の件で自由討議でも上がっておりましたけれども、そういったことでも結構ですけれども、改めてこの3日間を通じて自由討議ということですので、御発言ないようであれば、また副委員長のほうでまとめを言っていただくことになりますが、いかがでしょうか。

ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○委員長（板津博之君） すみません、休憩を解きます。会議を再開いたします。

それでは、本日頂いた御意見、当委員会で頂いた御意見を基に、委員長報告につきまして
は正・副委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

以上で、本日の当委員会の会議の日程は全て終了いたしました。

これで終了してもよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

本日は、これにて散会といたします。

なお、次回は3月16日午前9時より予算決算委員会を行いますのでよろしくお願いいたし
ます。

本日は大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時26分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月13日

可児市予算決算委員会委員長